

くりはら介護塾喀痰吸引等 第1号2号研修 業務規定 (2022年12月1日改定)

くりはら介護塾

1.研修開催目的

平成24年4月1日から施行された「介護職員等によるたんの吸引等について」の制度化に基づき、居宅・施設において、医療的ケアが必要な利用者に対し、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とします。

当研修機関では、人工呼吸器を装着せざるを得ない方等の、重度の利用者にも対応できる介護職員の養成を目指します。

2.研修事業の名称

くりはら介護塾喀痰吸引等研修

3.実施する研修過程

第1号・第2号研修

4.受講資格

介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、実務者研修修了者、ホームヘルパー研修修了者、重度訪問介護従事者研修修了者。

5.受講条件

- (1) 基本研修は受講資格があれば、どなたでも受講していただけます。
- (2) 基本研修の全過程を修了された方は、実地研修が可能となりますが、当機関では下記4～7の条件がございますのでご確認ください。
- (3) 他の研修機関で1号2号の基本研修を受けた方、介護福祉士養成校や実務者研修にて第1号第2号研修の基本研修部分に相当する研修を修了している方は、補講を受けていただきますと実地研修が可能となります。当機関では下記4～7の条件がございますのでご確認ください。
- (4) 実地研修を行うためには、取得したい項目の研修が可能な利用者(以下「利用者」とする)の確保ができていることが必須です。
- (5) 特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設に就業されている方は、自施設内に利用者と指導者がおり、施設内で実地研修が可能な方に限らせていただきます。
- (6) 自宅、または小規模の施設(グループホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅等)に就業されている方は、利用者を担当している訪問看護師等に、実地研修の依頼をしていただきます。訪問看護師等が指導者資格がない等の理由で実地研修を行えない場合には、くりはら介護塾が指導を請け負うことも可能です。
- (7) 実地研修を行うためには、医師の指示書、利用者(家族)の同意書が必要です。

(8) 既に1号2号の認定を取得した方でも、知識技術の再確認のため補講のみを受けていただくことも可能です。

6.定員

1回の開催あたり10名程度。

基本演習の際は、講師1名あたり受講者5名以内で実習できるよう配慮します。

7.実施場所

基本研修 くりはら介護塾 宮城県栗原市一迫真坂字本町 45
くりはら介護塾仙台事務所 宮城県仙台市泉区友愛町 1-1
東北大学クリニカル・スキルスラボ 宮城県仙台市青葉区広瀬町 3-34
研修を実施できる環境が整っている事業所等

実地研修 研修協力者(利用者)の居宅・施設等

8.実施時期

基本研修および実地研修が同年度内で修了するよう年度ごとに予定を立てます。日程は随時くりはら介護塾ホームページに掲載します。

実地研修は個人ごとに所定の回数を実施し合格するまで行います。

9.募集方法

本業務規定、研修日程、費用、募集内容、申込み方法、問い合わせ先等をホームページに掲載し募集を行います。必要に応じ、ファックス、郵送等でも募集を行います。

10.申込み方法

くりはら介護塾ホームページより書類をダウンロードの上必要書類を電子媒体にて送付いただきます。

申込みが届いたのち、受講条件が揃っていること、受け入れ可能であること等を確認したのち、受講確認書を電子媒体にて送信します。条件が揃わない、または定員オーバー等で受け入れができない場合は、その旨を申込者にメールまたはファックスにて連絡いたします。

11.受講費用

下記費用のほか、テキスト代、保険料、指示書代が別途かかります。

内容		費用
基本研修費	基本研修全過程 50時間	75,000円+消費税

	基本研修補講 吸引・経管栄養演習								10,000 円+消費税
事務費	実地研修事務費・手数料								5,000 円+消費税
実地 研修費 ・ 指導料 が発生 する場 合	項目	口腔 吸引	鼻腔 吸引	気管 カニ ュー レ	気管カ ニュー レ・ 人工呼 吸器	胃ろ う ・ 滴下	胃ろ う 半固 形	経鼻 経管	
	1号	○	○	○	○	○	○	○	80,000 円+消費税
	2号	任意の組み合わせ(ただし胃瘻と経鼻経管の両方を希望する場合は1号と同料金となります)							50,000 円+消費税
	項目追加	吸引の人工呼吸器、胃瘻の半固形など、ご相談ください。							1 項目 20,000～40,000 円 +消費税

12. 実地研修賠償責任保険

実地研修賠償責任保険は全員にお入りいただきます。

保険料 590 円/件

補償限度額：身体障害 1 億、財物破損 1 億、人格侵害 300 万

13. 基本研修の補講

基本研修の 50 時間は過去に修了していても、人工呼吸器部分や半固形栄養の基本研修を行っていない方は、実地研修の前に補講が必要になります。他の研修機関で研修を受けられた方は、各研修機関にお問合せください。

14. 受講費用支払い方法

請求書が届いてから請求書記載の期限内に、指定の振込先への振り込みとさせていただきます。振込み口座は請求書に記載してあります。

研修費用を一度で支払うことが困難な方に関しては、分割してお振込みいただくことも可能ですのでご相談ください。

15.指導者への支払い

指導者への支払いが発生する場合は、受講者から指導者へ直接のお支払いとなります。

16.研修日程および会場

第1号・第2号基本研修（全9日間）＋実地研修 ※詳細下記の通り

項目	日程	場所
講義 50時間	1～8日目	くりはら介護塾 東北大学クリニカル・スキル スラボ その他事業所等
筆記試験 合格発表	9日目	
演習 吸引・経管栄養・救急蘇生		
実地研修	必要な日数	居宅または施設

※当面の間、コロナウイルス感染症予防の観点から基本研修講義部分は教材配信による自己学習とし、質問等は電話およびメールにて随時受付回答していきます。

基本研修日程詳細

日付	時間	大項目	中項目	時間数
1日目	9:30～9:50		オリエンテーション	
	9:50～11:20	1.人間と社会	1)介護職員と医療的ケア	0.5
			2)介護福祉士等が喀痰吸引等を行うことに係る制度	1.0
	11:30～12:30	2.保健医療制度とチーム医療-①	1)保健医療に関する制度	1.0
	12:30～13:20		昼休み	
	13:20～17:00 (途中10分休憩)	2.保健医療制度とチーム医療-②	2)医療的行為に関係する法律	0.5
			3)チーム医療と介護職との連携	0.5
		3.安全な療養生活	1)喀痰吸引や経管栄養の安全な実施	2.0
4.清潔保持と感染予防-①		1)感染予防	0.5	
2日目	9:30～11:30	4.清潔保持と感染予防-②	2)職員の感染予防	0.5
			3)療養環境の清潔、消毒法	0.5
			4)滅菌と消毒	1.0
	11:40～12:40	5.健康状態の把握-①	1)身体・精神の健康	1.0
	12:40～13:30		昼休み	
	13:30～15:30	5.健康状態の把握-②	2)健康状態を知る項目(バイタルサインなど)①	0.5
			2)健康状態を知る項目(バイタルサインなど)②	1.0
15:40～17:10	6.高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論-①	3)急変状態について	0.5	
		1)呼吸のしくみとはたらき	1.5	

日付	時間	大項目	中項目	時間数
3日目	9:30~11:30	6.高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論-②	2)いつもと違う呼吸状態	1.0
	13:40~12:40		3)喀痰吸引とは	1.0
	12:40~13:30		昼休み	
	13:30~15:30	6.高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論-③	4)人工呼吸器と吸引	2.0
	15:40~17:10		6)呼吸を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
			7)呼吸器系の感染と予防(吸引と関連して)	1.0
4日目	9:30~10:30	6.高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論-④	8)たんの吸引により生じる危険、事後の安全確認	1.0
	10:40~12:40		9)急変、事故発生時の対応と事前対策	2.0
	12:40~13:30	昼休み		
	13:30~17:10 (途中10分休憩)	7.高齢者及び障がい児・者の「たんの吸引」実施手順解説-①	1)喀痰吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
			2)吸引の技術留意点-①	2.5
5日目	9:30~12:10	7.高齢者及び障がい児・者の「たんの吸引」実施手順解説-②	2)吸引の技術留意点-②	2.5
	12:10~13:00	昼休み		
	13:00~15:00	7.高齢者及び障がい児・者の「たんの吸引」実施手順解説-③	3)喀痰吸引に伴うケア	1.0
			4)報告及び記録	1.0
15:10~16:40	8.高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」概論-①	1)消化器系の仕組みとはたらき	1.5	
6日目	9:30~11:30	8.高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」概論-②	2)消化・吸収とよくある消化器の症状	1.0
			3)経管栄養法とは	1.0
			4)注入する内容に関する知識	1.0
	11:40~12:40	昼休み		
	13:30~15:30	8.高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」概論-②	5)経管栄養実施上の留意点	1.0
			6)子どもの経管栄養について	1.0
	15:40~17:10		7)経管栄養に関係する感染と予防	1.0
			8)経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応説明と同意	0.5

日付	時間	大項目	中項目	時間数
7日目	9:30～11:30	8.高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」概論-③	9) 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0
			10) 急変、事故発生時の対応と事前対策	1.0
	11:40～12:40	9.高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」実施-①	1) 経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
	12:40～13:30	昼休み		
	13:30～17:10 (途中10分休憩)	9.高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」実施手順解説-②	2) 経管栄養の技術と留意点-①	3.5
8日目	9:30～11:00	9.高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」実施手順解説-③	2) 経管栄養の技術と留意点-②	1.5
	11:10～12:10		3) 経管栄養に必要なケア	1.0
	12:10～13:00	昼休み		
	13:00～14:00	9.高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」実施-④	4) 報告及び記録	1.0
	14:10～16:10	3.安全な療養生活	2) 救急蘇生法	2.0
合 計				50.0

筆記試験・演習

日付	時間	科 目		回数
9日目	9:30～11:30	筆記試験	筆記試験(30問 60分以内で回答)	
			採点・合否発表 不合格者口頭試問	
	11:40～12:10	救急蘇生法	救急蘇生法	1回以上
	12:10～13:00	昼休み		
	13:00～15:25	喀痰吸引	口腔内	5回以上
			鼻腔内	5回以上
			気管カニューレ内	5回以上
気管カニューレ内(人工呼吸器装着者)			5回以上	
15:35～18:00	経管栄養	胃ろう又は腸ろう(滴下)	5回以上	
		胃ろう又は腸ろう(半固形)	5回以上	
		経鼻経管栄養	5回以上	

実地研修

方法	科 目		回数
実地研修協力者のところで、指導者の指導のもと、実地研修を行う。	喀痰吸引	口腔内	10回以上
		鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
		気管カニューレ内	20回以上
		気管カニューレ内(人工呼吸器装着者)	10回以上
	経管栄養	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(滴下)	20回以上
		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(半固形)	5回以上
		経鼻経管栄養	20回以上

17.実施体制その他の実施方法に関する事項

研修の実施及び習得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、「喀痰吸引等研修実施委員会」(以下「研修委員会」という)を設置します。

研修委員会は顧問の医師および、くりはら介護塾の看護師および事務員によって構成され、研修評価に関する実務のほか、研修事務等を行うための検討と実施に関する責務を担います。

18.安全管理体制

安全の確保のための体制の準備を行うため、吸引等を実施する事業者、利用者、主治医、指導看護師等との間において、連携を図れる体制を構築します。緊急時には、主治医に連絡し、速やかな対応を図ります。感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意するよう指導を行います。

19.業務上知り得た秘密の保持

研修事業上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行います。

受講希望者から申し込み時に寄せられた個人情報については、本研修の運営及び修了者名簿作成等のために使用します。

20.帳簿及び書類の保存に関する事項

登録、更新、変更にかかる申請書、及び添付書類は永年保存とし、その他業務に係る関係書類は5年間保存します。令和4年4月1日以降に発生した書類は電子媒体にて永久保管します。

21.研修講師

別添「研修講師一覧表」参照

22.研修指導者について

医師・看護師（准看護師除く）・保健師・助産師のいずれかの資格を取得し、臨床等での実務経験が5年以上あり、なおかつ、宮城県喀痰吸引等研修事業養成講習修了者・医療的ケア教員講習・実務者研修教員講習のいずれかを修了している者となります。

23.履修科目免除

以下の1～5に該当された方は、修了証または認定証の写しを沿えて、免除申請を行った場合には履修科目の免除ができます。

- (1) 法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者
（履修の範囲）基本研修
- (2) 法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者

- (履修の範囲) 基本研修及び実地研修
- (3) 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成 22 年 4 月 1 日医政発第 0401 第 17 号 厚生労働省医政局長通知) に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者
- (履修の範囲) 基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」
- (4) 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」の研修(平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した者
- (履修の範囲) 基本研修(講義)、基本研修(演習)及び実地研修(上記研修において実地研修を修了した行為に限る)
- (5) 「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について(平成 23 年 10 月 6 日老発第 1006 号第 1 号 厚生労働省老健局長通知) に基づく研修を修了した者
- (履修の範囲) 基本研修(講義)(筆記試験に合格した者に限る)、基本研修(演習)及び実地研修(上記研修において修了した行為に限る)

24.使用する研修テキスト

中央法規出版「改定介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」を使用。

25.研修修了の認定方法

「社会福祉士及び介護福祉法施行規則別表第一号二号研修の習得程度の審査方法について」に準じます。

26 筆記試験の実施

講義の習得状況の確認のため、講義終了後に下記のとおり筆記試験を実施します。

詳細は、別添「筆記試験事務規程」を参照願います

題形式 客観的問題(四肢択一)

出題数 30 問

試験時間 60 分

出題範囲 講義(テキスト)の内容について、基礎的知識を問う問題を中心に作成
合否判定基準

総正解率が9割以上の者を合格とします。

総正解率が9割未満の受講者は、口頭諮問による再試験を行い合否を判定します。

27.修了証明書

研修課程を修了した介護職員等に対し、「修了証明書」を発行します。

28. 研修修了者の管理

別添の研修修了者一覧表により管理し、喀痰吸引研修の業務を廃止するまで保存します。
当該一覧表は年1回以上、喀痰吸引等研修実施結果報告書と併せて知事に提出します。

29. 賠償保険加入の有無

実地研修用賠償責任保険

保険金額 590 円（介護職員 1 名あたり）

※事前に保険料を支払うため、実地研修の受講が取り消された場合でも、保険料は返金できませんのであらかじめご了承ください。

30. 受講の取り消し

研修を欠席、20 分以上遅刻した者、20 分以上の時間を残して早退した者については、その単元の受講を取り消したものとして取り扱います。

補講は次回以後開催する研修への参加にて可能とします。1 年以内の補講料は無料としますが、1 年を超えた場合は、補講 0.5 時間あたり 1000 円＋消費税を徴収します。

31. 解約条件及び返金の有無

以下の理由で実地研修を受講できなかった場合には、返金申込書を提出した者に対して、受講費用から事務手数料および振込み手数料を差し引いた金額を返金します。

受講の取り消しに該当する理由

- (1) 受講者が感染症に罹患した場合
- (2) 受講者が事故による受傷や疾病により受講不能な場合
- (3) 受講者が死亡した場合
- (4) 受講者が忌引きに該当した場合
- (5) 天災により公共交通機関が運行停止し、研修場所を訪問できなかった場合
- (6) くりはら介護塾が認めた場合

32. 研修体制の整備その他の安全確保等

研修開催にあたり、喀痰吸引等に必要な機械器具等備品を常に整備します。

研修開催にあたり、設備、備品等の清潔の保持、衛生管理に努める。また感染症の予防に努めます。

33. 実地研修における安全の確保等

- (1) 実地研修の実施者は、研修の実施にあたり、利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）に対し、実地研修の実施方法等について説明し、同意を得る等適切な手続きをとります。
- (2) 実地研修において事故が発生した場合は、実地研修の実施者は速やかに指導看護師等に報告し、適切な処置を講じます。また、その状況をくりはら介護塾代表、当該利用者の家族等に

連絡を行うとともに、都道府県へ届け出る等必要な措置を講じます。

- (3) 実地研修の実施者は、前項の事故の状況および事故に際してとった対応等について記録に残します。
- (4) 実地研修の実施者は、実地研修等の研修中の行為についても対象としている損害賠償保険に加入する等の適切な対応をとります。
- (5) 実地研修の実施者は、特に実地研修における安全の確保、知り得た秘密の厳守について万全を期すよう研修受講者への周知徹底を図ります。

34.業務規定の取り扱い

本業務規定は当研修機関内へ掲示します。またホームページに掲載します。

35.研修責任者氏名・所属・役職

研修責任者 株式会社くりはら介護塾 代表取締役 遠藤 美紀

36.研修受講に関する苦情窓口・連絡先 など

くりはら介護塾相談窓口

株式会社くりはら介護塾 代表取締役 遠藤 美紀

連絡先 電話：090-9422-5424

メール：kuriharakaigojuku@gmail.com

ホームページ内：問合せページ

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、西暦 2018 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (西暦 2019 年 4 月 1 日改訂)

(施行期日)

第1条 この規程は、西暦 2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (西暦 2020 年 4 月 1 日改訂)

(施行期日)

第1条 この規程は、西暦 2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (西暦 2022 年 4 月 1 日改訂)

(施行期日)

第1条 この規程は、西暦 2022 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (西暦 2022 年 12 月 1 日改訂)

(施行期日)

第1条 この規程は、西暦 2022 年 12 月 1 日から施行する。